

千葉県営住宅退去者滞納家賃収納業務の民間委託に関する
業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 千葉県営住宅退去者滞納家賃収納業務の民間委託に関する公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を審査するため、業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、千葉県営住宅退去者滞納家賃収納業務の民間委託業者選定に関し、応募者から提出される企画提案書のうち、次に掲げる事項を審査及び評価を行い、最優秀者を選定する。

- (1) 業務方針の評価
- (2) 業務実施手法の評価
- (3) 業務実施体制の評価
- (4) 取引状況の評価
- (5) 個人情報保護体制の評価
- (6) その他の評価

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、建築部長を持ってこれに充てる。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築管理課長
- (2) 住宅整備課長
- (3) 債権管理課長

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、住宅整備課住宅管理室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。